

認知症高齢者等 見守り支援ハンドブック



市民編

- ◆どんな支援が望まれているか・・・ P. 3
- ◆道に迷っていると疑われるときは・・・ P. 5
- ◆認知症があっても安心して暮らせるまちを目指して・・・ P. 7

家族編

- ◆家族の方へ・・・ P. 9
- ◆行方不明を防ぐため・・・ P. 10
- ◆行方不明が発生した場合は・・・ P. 14
- ◆相談機関一覧・・・ P. 16

加西市認知症高齢者等見守り
・SOSネットワーク
令和4年



*はじめに

本市における令和3年3月末時点の高齢者数（65才以上）は14,640人で、高齢化率は33.85%となり、今後も急速な高齢化が進むものと見込まれます。

高齢者数の増加とともに、外出中に道に迷われた認知症の人が行方不明となる事案も増加すると見込まれ、発見が遅れば命に関わることから、行方不明事案の発生を未然に防ぐこと、行方不明になった場合には一刻も早く発見・保護することが必要となります。

こうしたことから、高齢者の行方不明を未然に防ぎ、万が一行方不明が発生した場合は一刻も早く発見・保護するために、認知症の人や家族、市民の皆さんにお願いしたい内容をまとめました。

このパンフレットを手にした皆さんが、認知症の人と家族を支える「認知症があっても安心して暮らせるまちづくり」の担い手となっていただけることを、心から願っています。

*個人情報について

○個人情報は、加西市個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとしします。

○支援対応をする場合の情報提供は、保護条例第13条第2項「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報について、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。」により、親族等からの申請に基づき、本人、親族が同意する範囲で見守りや保護に必要な必要最小限度とします。

○提供先における情報の取り扱いは、保護条例を適用するものとし、情報提供の際は、関係機関等に対し個人情報の重要性について周知を図るものとしします。

市 民 編

* どんな支援が望まれるか

かかわる人の心がまえ

だれでも自分や家族が認知症になる可能性があります。

健康な人の心情がさまざまであるのと同じように、認知症の人の心情もさまざまです。「認知症の人」がいるのではなく、その人が認知症という病気になっただけです。認知症があるからといって付き合いを変える必要はありませんが、認知症への正しい理解に基づき対応することが必要となります。

お金の計算がわからなくなったり、話がかみ合わなくなったり、できないことがあったときは、認知症の可能性のあることを理解し、ゆっくり説明をするなど、認知機能の障害を補いながらさりげなく手助けしてあげてください。

認知症になると道に迷いやすくなることがある？

認知症になると、場所や時間、自分が誰かなどがわからなくなったり、少し前の記憶がなくなったりします。そのため、何かのきっかけで自宅を出たあと、迷って帰れなくなり、うろうろと歩き回ったりしてしまうことがあります。

本人は散歩や買い物に行きたいなど、何か目的があって家を出たのですが、その目的を忘れたり、さまざまな刺激により目的が変わってしまったりして、結果としてうろうろと歩き回ることになり、脱水症状や事故などで倒れたり、餓死したりすることもあります。

このような事故は自宅から数キロの範囲で起こることがあり、事故を防ぐためには周囲の人の協力がとても重要です。



なぜ、道に迷ってしまうのか



認知症の人がひとりで外出し困ってしまうのはなぜでしょうか？その理由には・・・

- ・歩き始めたときの目的や理由を忘れてしまって、何をしたかったのかわからなくなり、気持ちが焦りオロオロしてしまう。
- ・「〇〇しなくちゃ」という動機はあるものの、そのことを上手く人に説明したり伝えたりすることが難しく、周囲の人がその方の気持ちを理解できない状態になっている。
- ・「自分でできる」というプライドから人に頼らず何とかしたいと頑なな気持ちになってしまい、自分から人に頼ることができなくなってしまう。
- ・昔の記憶の世界を手がかりに歩いていて、風景の変化に戸惑い道に迷ってしまう。
- ・ふとした瞬間に感じた、不安や焦りの気持ちに対処しようとした行為が歩き回るという行動になって現れている。(誰でも不安や焦りを感じたらその場にじっとしていることは難しいですね。)

このように、無意味にあてもなく歩いているとは言い切れないのです。

(参考『名古屋市「ひとり歩き」サポートBOOK』)

道に迷っているのかも？と思ったら、放っておかないで

警察庁によると、認知症高齢者が外出中に道に迷うなどによって行方不明になり捜索願が出される件数は、年間1万件を超えています。

地域の皆さんが、高齢者を見守る『網の目』になっていただければ、道に迷っている高齢者がより遠くまで行ってしまうたり、途中で事故に遭ったりすることを防ぐことができ、警察や行政など適切な機関につないでいただくことで、高齢者が無事に家に帰れることにつながります。

もし、まちなかで「道に迷っているのかも？」と思われる高齢者を見かけたら、放っておかず声かけをして、困っておられるようであれば警察や行政に連絡をとるなどして、高齢者の安全を守りましょう。



*道に迷っていると疑われるときは



道に迷っているのかも？と思われる人

認知症により道に迷っている時の特徴としては、次のことが挙げられます。

- 落ち着きなくうろうろしている
- 道に迷っているように見える
- 同じところに立ち止まっている
- 疲れて座り込んだり、寝ていたりしている
- 夜遅い時間などに普通は歩かないと思われる場所にいる
- 服装がちぐはぐで違和感がある（季節はずれ、寝間着、下着姿、履物がおかしいなど）
- 車道を歩いたり、道路を横切ったり、信号を無視して歩いている
- 衣服や持ち物、靴などに名札（連絡先）をつけている

道に迷っているのかも？と思われる人に気付いたら



●まずは見守る

- ・認知症により道に迷っているのかも？と思われる人に気付いたら、まずは本人に気付かれないように一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ってください。



●やさしく声かけをする

- ・様子を見て、やはり違和感がある、何か困っているように感じたらやさしく声をかけてください。
- ・「こんにちは」「暑いですね」など、あたりさわりのない普通のあいさつから声かけしましょう。
- ・「何かお困りですか？」「どうかされましたか？」「私は近所の〇〇ですが、どこまでお出かけですか？」など、相手のプライドを傷つけないようにやさしくたずねましょう。



道に迷っていることがわかったら、警察などに連絡してください

話をしてみて、「道に迷った」「ここがどこかわからない」という発言があったり、話がかみあわなかったりする場合は、認知症により道に迷っている可能性が濃厚です。

- ・「少し休んでいかれませんか」「のどが渇いていませんか？」など呼びかけて、座るように促してください。
- ・警察に連絡するか、最寄りの交番まで案内してください。
加西警察署 加西市北条町東高室 873-7 (☎ 42-0110)
- ・名札やQRコードシール (P. 14) などがついている場合は、名札やQRコードシールの連絡先に連絡してください。
- ・警察などが来るまで、誰かそばについてあげてください。
- ・長時間歩いて脱水症状などを起こしている場合がありますので、飲み物をすすめてあげてください。

●加西市認知症高齢者見守りネットワーク事業 (P. 14)

認知症等により外出中に道に迷うおそれのある高齢者等の情報を、本人やその家族等からの申請により事前に登録し、その情報を市と警察、地域包括支援センターで共有する事業を行っています。

●かさい防災ネット

携帯電話やスマートフォン、パソコンなどから見ることができるホームページ上に、災害や事件などの緊急情報を掲載するシステムです。あらかじめメールアドレスを登録いただくか、スマートフォンアプリをダウンロードすれば情報が更新された際に自動で通知されます。

●声かけがためらわれた時は、周囲に協力を求めましょう。

道に迷っているのかも？と思っても、うまく声をかけられなかったり、一人に対応することに不安があったりする場合は、周囲に協力を求めてください。

地域包括支援センターや、介護サービス事業所、警察にも協力を求め、専門家の助けを借りましょう。

* 認知症があっても安心して暮らせるまちを目指して

認知症の人は自分の障害を補う手立てや方法がわからないことがあります。メモを書いてもうまく思い出せず、なんのことかわからなくなります。認知症の人への援助には障害を理解し、さりげなく援助できる周囲のサポートが必要です。

まちのあらゆるところに、見守りや声かけなどそれぞれの立場でサポートできる人がいれば認知症の人が自分でできることも増え、「認知症があっても安心して暮らせるまち・かさい」に広げていくことができます。

認知症はいつ、だれがなってもおかしくない病気です。「お互いさま」の気持ちを忘れず、あなたのできる範囲で手を貸してください。



日頃のご近所づきあいを大切に・・・

人はだれでも病気をし、けがをし、歳をとります。いつまでも何でも「自分のことは自分で」できれば良いですが、身体が不自由であれば、自分でできることには限りが出てきます。病人、高齢者、障がい者になりたくてなった人はいません。可能な限り自分のことは自分でした上で、出来ないことはできる人に助けてもらって良いのです。

ですが、普段できないことはいざという時でもできません。「お互いさま」の気持ちを忘れず、近所の人困っているなと思ったら見て見ぬふりをせず、気軽に声を掛け合える関係と距離感を普段から作っておくこと、日頃のご近所づきあいが安心なまちづくりにつながります。

もっと認知症について学びたい！と思ったら・・・

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座を開催しています。

養成講座には、認知症の正しい知識と認知症の人に対する具体的な対応方法を伝える指導者として講習を受けた「キャラバン・メイト」が講師として地域へ出向いています。

各地域では、あったか声かけ作戦（徘徊模擬訓練）として認知症サポーター養成講座を実施しています。

ぜひ、地域のあったか声かけ作戦にご参加ください。



問い合わせ先 加西市役所長寿介護課
☎ 42-8728

各町で実施している例

●ある地区では・・・

- ・日中、在宅の方を把握するための連絡網を作成し、災害時にも役立つようにしている。
- ・過去の行方不明事案の教訓から、認知症のこと、行方不明が発生した場合の対応について研修会を開催。
- ・日中、独居者の緊急連絡先（携帯電話等）を町が把握。個人情報取り扱いについては必要性を伝えている。

家 族 編

家族の方へ

心をこめて介護をしても、病気ゆえに思うようにいかず、時には辛い思いをされることもあるでしょう。道に迷われ行方不明になった場合に家族だけで対応するのはとても大変です。日頃からご近所や地域の方に勇気を持ってお話しておくことで、迅速な保護につながります。

どうして早期発見が大切なのです？

長い時間道に迷っていると、体力が消耗し衰弱したり、熱中症などによる脱水、転倒による骨折、交通事故などで命に関わったりする危険があります。また、行方不明になってから時間が経てば経つほど行動範囲は広がり、発見は困難になるため、早期に対応し、発見・保護することが重要です。

介護事業所や福祉事業所は、こんなサポートをします

担当ケアマネジャーや相談員、地域包括支援センターでは、ご本人の身体機能や認知機能を確認し、SOSネットワーク事前登録の勧奨や各種サービスの提案をします。

また、関係機関と連携し、行方不明発生時には長寿介護課と情報共有、必要時には短期入所の受入れ等を行います。

お困りのことは担当ケアマネジャーや相談員、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。



加西市地域包括支援センター

☎ 42-7522

* 行方不明を防ぐために

自分たちでできる備えはしておきましょう

認知症の人が道に迷ってしまうことを想定しておき、本人の持ち物に名札をつけたり、行方不明時の対策として発信機（GPS 機器等）を所持してもらうなど、万が一に備えましょう。

市では、認知症等により道に迷うおそれのある高齢者、及びご家族等に

- ・ひとり外出高齢者等家族支援事業（GPS 等の購入助成）
- ・高齢者見守りシステムの推進（BLE タグ携帯者の位置情報把握のための感知器設置等）
- ・GPS の貸与事業を実施しております。

また、ご家族が仕事などで認知症の人を1人にする時間がある場合は、デイサービスを利用するなどして1人の時間を減らすことも有効です。不安がある場合は担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してください。



【上記見守り支援関連事業問合せ先】

加西市役所長寿介護課

☎ 4 2 - 8 7 2 8

地域へ協力を求めましょう

公的サービスを利用しても、認知症の人を家族だけで支えることは困難です。

可能であれば、ご近所に事情を話して、1人で見かねたら連絡してもらうようにするなど、地域へ協力を求めてください。

また、万が一行方不明になった場合には、近隣の方に捜索の協力をお願いする可能性もありますので、緊急時の連絡先や捜索体制について、日頃から区長や担当の民生委員と話をしておくのも良いでしょう。



早期の情報提供に備えましょう

万が一行方不明になった場合には、早期に関係各位に情報提供し、発見につなげるのが重要になります。日頃から緊急時の連絡先を確認しておくとともに、情報提供用の写真（できれば顔写真と全身写真の2種類。最近のもの）を用意しておきましょう。

また、市では情報提供を円滑にすすめるための、加西市認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業（P. 13）を行っています。行方不明時の情報提供を迅速に行うことにもつながります。ぜひご活用ください。

ひとり歩きに対する家族の役割、工夫、アイデア、有効な対応方法

家庭で



なるほどー

本人が家を出たことを
気付くよう工夫する！！

- ・ドアが開くとチャイムが鳴るようなグッズを取り付ける。
- ・玄関に赤外線センサーを取り付ける。
- ・ドアに鈴をつける。
- ・発信機(GPS機器)を使用する。

本人に連絡先がわかるものを
身に付けてもらう！

- ・洋服・靴・バッグ・杖に氏名、住所、電話番号を記入する。
- ・名前と電話番号が刻印されたネックレスを身に付ける。

本人の気持ちに寄り添う！

- ・本人の楽しみ、心の拠り所を作る。
- ・本人の落ち着ける場所を作る。
- ・不満やストレスが発散できる趣味をしてもらう。
- ・本人が喜ぶことをする。

介護者Aさんの場合

玄関に「出かけるときは
声をかけてね」と貼り紙
をしました。



介護者Bさんの場合

目印になるように赤い服
等を着てもらいました。
行方不明になったときに、
警察の方にも捜してもら
う目印になりました。



介護者Cさんの場合

反射板付きのキーホルダー
をカバンに付けています。
中にメッセージが入れられ
るので、電話番号を記入し
ています。



介護者Dさんの場合

ひとり歩きは大体同じコースを
歩くと思います。出かけた時
から帰るまでの時間を計りました。
また、時間帯やパターンを把握
するようにしました。



介護者Eさんの場合

本人がひとり歩きしたい時に
一緒に歩きました。一緒に歩
くと落ち着いたので、その後、
買い物に行ったりして家に帰
りました。



介護者Fさんの場合

一人で外出しようとしたら止め
ずに「行ってらっしゃい」と気持
ちよく送り出します。そと後を
つけ距離を置いて見守ります、交
差点で足が止まり不安げにした時
が声のかけどき！偶然を装い、一
緒に帰るか喫茶店で休むように促します。



(参考『名古屋市「ひとり歩き」サポートBOOK』)

ひとり歩きに対する家族の役割、工夫、アイデア、有効な対応方法

地域で

地域の協力を得る！！

- ・近所にひとり歩きの可能性があることをオープンにして、見つけたら連絡をもらう
- ・あらかじめ、近所のスーパーなど本人のよく行く場所に協力依頼をする。

介護者Gさんの場合

本人が朝出かけることが多く、その理由を家族で考えてみると、以前はゴミ出しが本人の日課だったことがわかりました。そのため、ゴミ出しの日に声をかけてゴミ出しに行ってもらいました。近所の人にも朝出かける姿を見たら声をかけてもらえるようお願いしました。地域の中で見守りをしてもらえるようになりました。



介護者Iさんの場合

携帯電話を常に持ってもらいました。携帯には孫のシールを貼り、孫からメールを送ってもらうと、大事にもってくれました。



介護者Jさんの場合

何回もいなくなってしまうので、GPS機能付きの携帯電話を身に付けてもらいました、時々間違えて押してしまうこともありましたが、すぐに連絡が取れました。

介護者Hさんの場合

昼間はデイサービスを利用して運動してもらいました。夜は疲れてぐっすり眠ってくれました。暇な時間を極力減らすようにして、ひとり歩きを予防しました。



介護者Kさんの場合

「困っていたら助けてね」シールを作りました。一緒に出掛ける時は、本人・介護者両方に付けて、周囲の人に分かってもらい、声を掛けてもらいやすいように考えました。介護者のシールには、「寄り添い中」と書きました。



加西市認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業

(目的)

- ・ 認知症等による判断力低下、見当識障害等により、外出先から自宅に戻れなくなる可能性のある高齢者及び心身の機能に障がいのある者等（以下「対象者」という。）の心身の状態やその特徴等の情報を市に登録することにより、緊急時（行方不明等）に備える。また、緊急時にはその情報を関係機関等に伝達することによって、捜索の手がかりにし、対象者の早期保護につなげる。
- ・ 地域の住民や事業所等による高齢者等の見守り支援を強化し、異常の早期発見や行方不明を未然に防ぎ、高齢者等が安心して暮らせるまちをつくる。また、行方不明発生時には、捜索協力を得ることで、その早期保護につなげる。

(対象者)

- ・ 加西市内に居住し、認知症等のため、外出に見守りを要する 65 歳以上の者又は、40 歳以上 65 歳未満の要介護認定者で、認知機能の低下等により、外出に見守りを要すると市長が認めた者及び心身の機能の障がい等により外出に見守りを要する者とする。

(申請者)

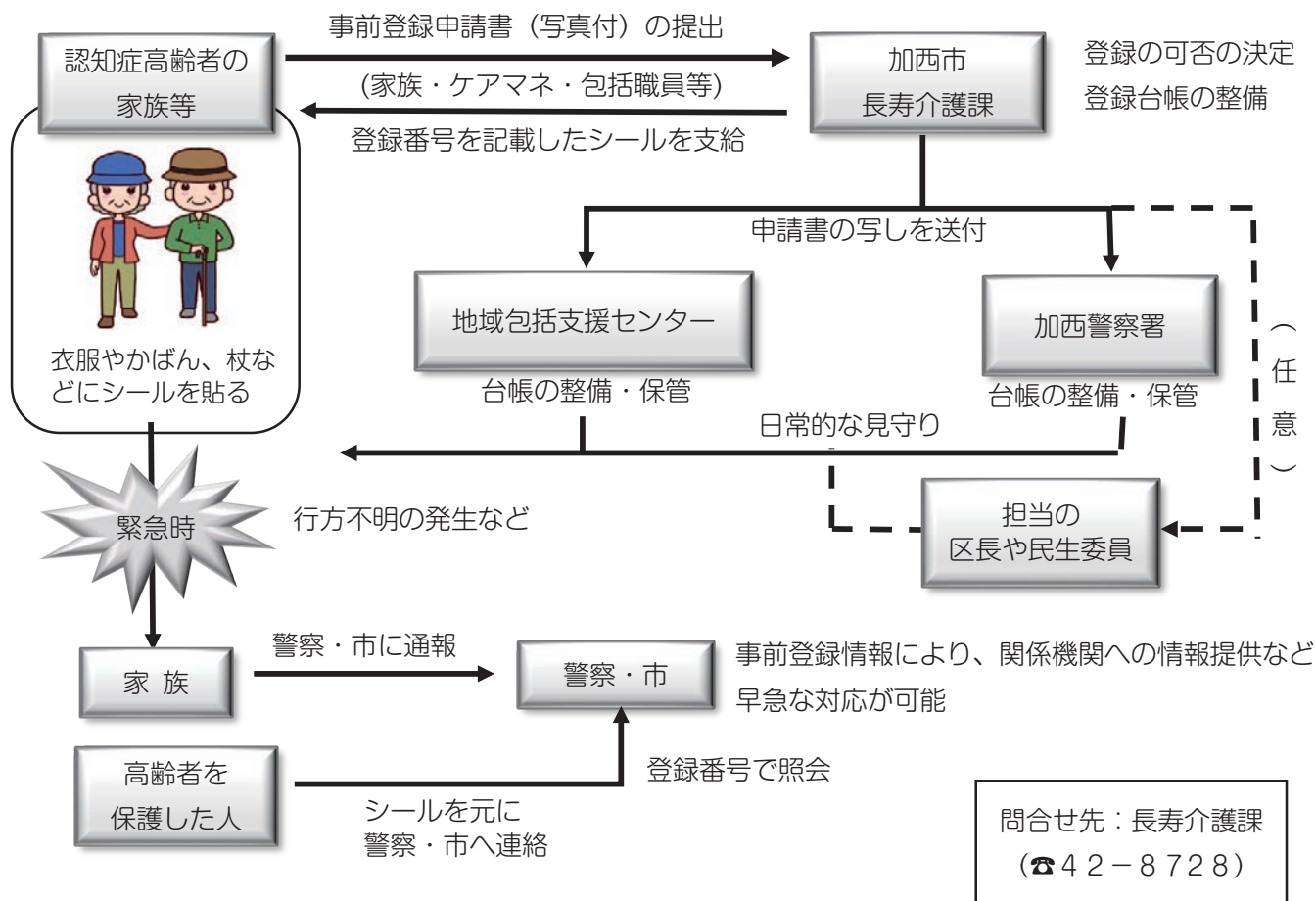
- ・ 対象者本人、もしくは本人の同意を得たその家族等

(登録手続き)

登録を希望する者は、加西市認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事前登録申請書に対象者本人の顔写真および全身写真を添付して市長に申請する。市長は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、適当と認める者についてその内容を台帳に登録するとともに、その写しを加西警察署、地域包括支援センターに提供する。

また任意により担当の区長、民生委員に口頭で提供し、日常的な見守りを依頼する。

登録者には、登録番号を記載したシールを支給する。



問合せ先：長寿介護課
(☎ 42-8728)

* 行方不明が発生した場合

下記の流れを参考にしてください。

① 警察へ行方不明者届を出してください

行方不明者の情報や行方不明になった状況について聞き取りを行い、その情報をもとに警察で捜索活動を行います。

● 行方不明者届を提出できる人

① 保護者	② 配偶者
③ その他の親族	④ 不明者を現に監護している人

● 行方不明者届の提出に必要なもの

① 提出される方の身分証明書	② 不明者の写真（直近のもの）
----------------	-----------------

● 行方不明者届の提出時に確認される事項

① 不明者の本籍、住所、氏名、生年月日
② 行方不明になった日時、状況
③ 不明者の人相、体格、当時の服装
④ 車両使用の有無（使用していればナンバー）
⑤ 携帯電話所持の有無 （所持の場合：番号、名義人、電話会社）
⑥ その他参考になる事項

● ためらわず、早めに警察に行方不明届を出しましょう。

ご家族は「迷惑をかけるから」「大事になったら困る」と、警察への届出をためらい、日が暮れていよいよとなってから警察に連絡することが多いですが、警察・行政ともに夜間の捜索は限界があります。また、行方がわからなくなつてから時間が経てば経つほど捜索範囲は広がり、捜索は困難かつ大規模なものになりますので、行方不明者の命を守るためにも、自宅周辺や立ち寄る可能性のある所等を探しても見つからなければ、ためらわず、早めに届を出すことが重要です。



問合せ先：加西警察署 加西市北条町東高室 8 7 3 - 7
(☎ 4 2 - 0 1 1 0)

②市と区長、民生委員に連絡をしてください

行方不明が発生したら、警察へ行方不明者届を出したうえで、下記担当課までご連絡ください。ご家族の希望に応じて市から関係機関へ情報提供や捜索協力をいたします。連絡はどなたからでも結構ですが、情報提供や捜索協力についてはご家族の同意が必要になります。

また、区長や民生委員にも連絡し、今後の対応や、捜索本部をどこにおくか相談をしてください。

問合せ先：加西市長寿介護課 加西市北条町横尾1000
(☎42-8728 / 夜間・休日：守衛室 ☎42-1110)

●情報提供について

家族等から情報提供について承諾があった場合は、市で捜索チラシを作成のうえ、関係機関に目撃情報の提供や保護などの協力依頼をします。情報提供をする範囲（提供先・提供内容）は、家族の同意に基づきます。

■情報提供の範囲（任意）

・ 他市への情報提供（近隣市・県内・全国）

・ かせい防災ネット

・ 加西市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク協力機関（医師会、市内介護・福祉サービス事業所、バス、タクシー、金融機関等）への情報提供

●捜索協力について

家族・親族および区長等が捜索されている場合は、家族の求めに応じて市職員を動員し、協力を要請して捜索をします。

■捜索の流れ

・ 家族から区長や民生委員へ捜索協力の依頼をしてください。また、地元で集会所があれば、捜索本部としてお借りできないか確認してください。

・ 家族からの協力依頼を受けて、区長から地元消防団に協力要請します。近隣消防団にも協力要請する場合には、部長から分団長を通じて要請します。



・ 地元町内会の集会所等に設置された捜索本部で、情報共有、連絡調整ができるよう、家族などのうち1人は待機してください。

・ 捜索にあたる町内会、消防団員、市職員及び地域包括支援センター職員は本部に集合し、複数名（2名以上）1班体制で捜索を行います。

・ 地域住民等による捜索時間帯について、夜間の捜索による捜索者の二次被害を防ぐため、日の出から日没までを目安とし、区長等を中心に決定してください。

発見・保護されたら

発見・保護されたら、ただちに警察、市、区長および民生委員にその旨を連絡してください。市職員等が訪問または電話により、発見時の状況の聞き取りと現在の様子（けがの有無等）を確認させていただきます。

後日、再発防止のため、家族、地域包括支援センター、ケアマネジャー・介護保険サービス事業所などで、今後のケアの方針について相談し、決定します。

* 行方不明に関する相談機関一覧

●加西警察署

行方不明発生時や行方不明者を保護した場合等

加西市北条町東高室 873-7 (☎42-0110)

●加西市地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口。認知症に関する相談対応も実施。

加西市北条町古坂 1072-14 (☎42-7522)

●加西市役所地域福祉課

障がいをお持ちの方の行方不明に関すること

加西市北条町横尾 1000 (☎42-8725)

●加西市役所長寿介護課

加西市認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事務局

加西市北条町横尾 1000 (☎42-8728)

